

令和 3 年度

地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構
想）に係る質問事例集

目次

1. 申請条件について	6
Q1. 学校設置者以外が申請することは認められますか。	6
Q2. 実行委員会等についての要件はありますか。	6
Q3. COREネットワークを構成する高等学校等の数に要件はありますか。	6
Q4. COREネットワークは、中山間地域の小規模校のみで構成することはでき ますか。	6
Q5. COREネットワークを構成する予定の高等学校等には分校が設置されて います。この場合、分校もネットワークを構成する高等学校等とすることがで きますか。または、分校のみをネットワークに含めることができますか。	6
Q6. 都市部の中・大規模校にはどのような役割が期待されますか。	6
Q7. 同一の都道府県から複数のCOREネットワーク構想を申請することができ ますか。	7
Q8. COREネットワークを構成する高等学校等に、他の都道府県に設置されて いる高等学校等を含めることができますか。	7
Q9. 一つの高等学校等が複数のCOREネットワークに参画することができますか。	7
Q10. 普通科以外の学科もネットワークに参画することができますか。また、全日 制以外の高等学校等もCOREネットワークに参画することができますか。	7
Q11. 普通科と地域探究科が設置されている高等学校等をCOREネットワーク の構成校と考えています。当該高等学校等においては、遠隔授業については普 通科で実施し、地域との協働に関する取組は地域探究科で実施することは可 能ですか。	7
Q12. 遠隔授業を行う授業時間数には目安がありますか。	7
Q13. 遠隔授業を導入する教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動に制限は ありますか。	8
Q14. 調査研究初年度から教育課程に位置付けた遠隔授業を実施する必要がありますか。	8
Q15. 生徒が通学できる距離にある2校以上の高等学校等をCOREネットワー クの対象とすることはできますか。	8
Q16. COREネットワークを構成する全ての学校が、遠隔授業と地域課題の解 決に関する探究的な学びの両方に取り組む必要がありますか。	8
Q17. 地元自治体等の関係機関とのコンソーシアムは、COREネットワークを 構成する高等学校等ごとに構築する必要がありますか。また、全ての高等学校 等でコンソーシアムを構築する必要がありますか。	8

Q18. 公募要領において、「本事業の成果普及のための取組を行うこと。(公開授業や研究発表を年1回以上行うこと。)」とされていますが、どの程度の規模で実施する必要がありますか。	9
2. 成果目標等の設定について	9
Q1. 成果目標・成果指標はどの程度具体的に設定する必要がありますか。	9
Q2. 成果目標・成果指標は公募要領の様式に記載されている全ての項目について設定する必要がありますか。	9
3. 研究開発のための組織体制について (管理機関、コンソーシアム)	9
Q1. 管理機関にはどのような役割が求められますか。	9
Q2. コンソーシアムにはどのような役割が求められますか。	10
Q3. 公募要領に「管理機関は、個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価を行い、3年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。」とありますが、どのようなことですか。	10
4. C I O (最高情報責任者) について	10
Q1. C I Oにはどのような役割が求められますか。	10
Q2. C I Oの役割を情報通信会社等に委託することはできますか。	10
Q3. C I Oは必ず配置する必要がありますか。	11
5. 高等学校等の調査研究のための組織体制について	11
Q1. 本事業を行うための高等学校等の組織体制について留意点等を教えてください。	11
Q2. 本事業を実施するにあたって、教職員定数加配はありますか。	11
Q3. 遠隔授業の受信校において、当該授業の支援を行うために教育職員免許状を有する者を非常勤講師として任用することはできますか。	11
6. 調査研究の対象、実施規模について	11
Q1. 本事業で実施すべき遠隔授業の教科・科目等について教えてください。	11
Q2. 遠隔授業は全ての学年で実施する必要がありますか。	11
Q3. 開設している教科・科目等の一部の領域のみを遠隔授業で行うことができますか。	11
Q4. 希望する生徒を対象に教育課程外で実施している資格試験や検定試験に対応する講座を、遠隔授業システムを活用して実施することができますか。	12
Q5. 複数の高等学校等の教育課程の共通化とは、具体的にどのような取組が必要ですか。	12
Q6. COREネットワークの取組を通じた免許外教科担任制度の解消についてどのような取組が考えられますか。	12
Q7. 中・大規模校(教育センター)から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨とありますが、どのような取組が考えられますか。	12

7. 遠隔授業について	13
Q1. 遠隔授業を高等学校等以外の施設である教育センターから配信することが可能ですか。	13
Q2. 教育センター等において教育委員会事務局職員である指導主事が遠隔授業を実施することは可能ですか。	13
Q3. 遠隔授業の受信校には必ず教員を配置する必要がありますか。	13
Q4. 「受信教室における体制の在り方に関する調査研究」はどのようなことを対象とする調査研究でしょうか。	13
8. 教育課程について	14
Q1. 令和3年度教育課程については、既に決定していますが、本事業の指定を受けた場合には教育課程を変更する必要がありますか。	14
Q2. 本事業の実施に当たり、教育課程の特例を活用することができますか。	14
Q3. 地域課題の解決等に関する探究的な学びについて、想定される単位数を教えてください。	14
Q4. 地域課題の解決等に関する探究的な学びを遠隔授業として実施することは可能ですか。	14
9. 調査研究事業の成果普及について	14
Q1. 調査研究事業の成果の普及について教えてください。	14
Q2. 国として、本事業の成果を発表する機会を設けることを予定していますか。	
15	
10. 委託費の対象経費について	15
Q1. 委託費の対象となる経費項目について教えてください。	15
Q2. 公募要領に委託費の上限が「1, 482万円」とありますが、1年間の委託費ですか、それとも3年間の総額ですか。	15
Q3. 2年目及び3年目の委託費の額について教えてください。	15
Q4. 諸謝金やC I Oの人件費に目安はありますか。	15
Q5. 遠隔授業を実施する際に所定の対面授業が必要となりますが、担当教員が受信校に出張するための旅費は委託費の対象となりますか。	15
Q6. 遠隔授業を実施するために、送信を担当する教員用に教科書や補助教材が必要となりますが、これらの購入に必要な経費は委託費の対象となりますか。	15
Q7. 新幹線や特急のグリーン席料金は委託費の対象となりますか。	16
Q8. 航空機に複数のグレードの座席運賃が設定されていますが、どのグレードの運賃でも委託費の対象となりますか。	16
Q9. 雑役務費の対象として「保険料」とありますが、具体的にどのような保険料が対象となりますか。	16
Q10. 本県では、工業高校の情報科で「工業」の免許状を有する教員が、専門教科	

としての「情報」の科目を担当しています。当該教員に「情報」の臨時免許状を授与し、遠隔授業により各学科共通の教科としての「情報」を担当させることを想定しています。この場合、臨時免許状の授与に係る手数料は委託費の対象となりますか。	16
Q11. パソコンソフトの購入又はライセンス契約、クラウドサービス利用のための経費は対象となりますか。	16
Q12. 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいですか。	16
Q13. 「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となりますか。	17
Q14. 旅行会社発行の領収書には委託費の対象とならない経費が含まれている場合がありますが、この場合はどのようにしたらよいでしょうか。	17
Q15. 交通手段としてタクシーを利用することは可能ですか。	17
Q16. 設備備品費の上限額に目安はありますか。	17
Q17. 生徒用のパソコンやタブレットPCをレンタル若しくは購入するための経費は委託費の対象となりますか。	17
Q18. 遠隔授業を実施するに当たり、大型モニターは活用せずに、生徒個人のパソコンやタブレットに個別に送信する予定です。この場合、受信用のパソコンやタブレットPCをレンタル若しくは購入するための経費は委託費の対象となりますか。	17
Q19. 教師用のパソコンやタブレットPCを整備する経費は委託費の対象となりますか。	18
Q20. 遠隔授業システムを設備備品費で購入せずに3年間のリース契約とする場合、3年分の経費が委託費の対象となりますか。	18
Q21. 遠隔授業を実施する際に受信教室に教員に替えて配置する者に係る経費は委託費の対象となりますか。	18
11. 他の研究事業との関係について	18
Q1. 国の他の研究開発事業の指定を受けている高等学校等が、COREネットワークに加わることができますか。	18
Q2. 例えば、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の地域協働推進校に指定されている高等学校が、COREネットワークに加わる場合に留意すべき事項について教えてください。	18
Q3. COREネットワークを構成しようとする高等学校等が、国の他の研究開発事業に同時に申請することができますか。	18
12. その他	19
Q1. 管理機関が実行委員会方式の場合、申請書類の管理機関及び代表者の記載方	

法を教えてください。	19
Q2. 審査はどのように行われますか。	19
Q3. 申請した構想が採択された場合に、4月1日から事業に着手することができますか。	19
Q4. 令和3年度の採択件数は何件を予定していますか。	19
Q5. 令和4年度も本事業の新規の公募がありますか。	19
Q6. COREネットワークを構成している学校が、3年間の調査研究中に廃校となった場合はどうなりますか。	20
Q7. 本事業の委託費で整備した遠隔授業システムは、教員研修等の遠隔授業以外の目的で利用することは可能ですか。	20

1. 申請条件について

Q1. 学校設置者以外が申請することは認められますか。

A1. 本事業では、学校設置者以外の者が申請することはできません。なお、複数の学校設置者が実行委員会等を組織することも可能ですが、その場合は、実行委員会等を構成する学校設置者のうちのいずれかの設置者が実行委員会等を代表して申請してください。

Q2. 実行委員会等についての要件はありますか。

A2. 実行委員会等においては、本事業の指定を希望する全ての高等学校等の設置者が実行委員会等に含まれていることと、当該高等学校等の設置者の中から代表機関を定める必要があります。また、実行委員会等の会則等の必要な規定を整備し、適切な運営が行われるようにすることが求められます。

Q3. COREネットワークを構成する高等学校等の数に要件はありますか。

A3. 本事業では、中山間地域や離島等に立地する複数の小規模校と都市部の中・大規模校がCOREネットワークを構築することを想定しています。COREネットワークを構成する学校数については、本事業の趣旨を実現する観点から申請者において適切に御判断ください。

Q4. COREネットワークは、中山間地域の小規模校のみで構成することはできますか。

A4. 本事業では、中山間地域や離島等に立地する小規模校と都市部の中・大規模校がCOREネットワークを構築することを主とし、1つのCOREネットワークは、複数の小規模校と中・大規模校で構成されることを想定していますが、都市部の中・大規模校を含まないCOREネットワークの構成を否定するものではありません。本事業の趣旨を踏まえ申請者において適切に御判断ください。

Q5. COREネットワークを構成する予定の高等学校等には分校が設置されています。この場合、分校もネットワークを構成する高等学校等とすることができますか。または、分校のみをネットワークに含めることができますか。

A5. 分校もCOREネットワーク構想の対象として差し支えありません。この場合、本校と分校はそれぞれ1校として考えます。したがって、COREネットワークを構成する学校として、分校を含めても差し支えありません。また、本校又は分校のどちらか1校のみとすることも可能です。

Q6. 都市部の中・大規模校にはどのような役割が期待されますか。

A6. 本事業において、都市部の中・大規模校は、COREネットワークの拠点として主

として遠隔授業の配信を行う学校としての役割を想定しています。中・大規模校では、遠隔授業をかつようした多様な教科・科目の開設等を実施する必要は必ずしもありませんが、COREネットワークの趣旨を踏まえつつ、中山間地域や離島等の小規模校から、遠隔授業の配信を実施いただいても差し支えありません。

Q7. 同一の都道府県から複数のCOREネットワーク構想を申請することができますか。

A7. 同一の都道府県から複数のCOREネットワーク構想を申請することは差し支えありませんが、構想の採択にあたっては、地域性を考慮することができることとしています。

Q8. COREネットワークを構成する高等学校等に、他の都道府県に設置されている高等学校等を含めることができますか。

A8. COREネットワークに他の都道府県に設置されている高等学校等や設置者が異なる高等学校等を含めることは差し支えありませんが、管理機関のもとで適切に調査研究が行えるよう、設置者間で役割等を事前に十分調整してください。

Q9. 一つの高等学校等が複数のCOREネットワークに参画することができますか。

A9. 申請時において、一つの高等学校等が異なる複数のCOREネットワークに参画していることは差し支えありませんが、仮に参画している構想すべてが指定された場合に、事業の実施が可能であるか事前に十分検討してください。

Q10. 普通科以外の学科もネットワークに参画することができますか。また、全日制以外の高等学校等もCOREネットワークに参画することができますか。

A10. 普通科だけでなく専門学科や総合学科もネットワークに参画して差し支えありません。なお、定時制課程も対象としますが、通信制課程は対象外とします。

Q11. 普通科と地域探究科が設置されている高等学校等をCOREネットワークの構成校と考えています。当該高等学校等においては、遠隔授業については普通科で実施し、地域との協働に関する取組は地域探究科で実施することは可能ですか。

A11. COREネットワークを構成する高等学校等に複数の学科が設定されている場合、遠隔授業については特定の学科のみで実施することは可能と考えています。一方、地域との協働に関する取組については、学校全体で実施することを想定しており、特定の学科のみで実施することは想定していません。

Q12. 遠隔授業を行う授業時間数には目安がありますか。

- A12.** 本事業においては、遠隔授業を行う授業時間数についての目安を設けていませんが、遠隔授業の履修（所定の対面授業を含む。）により単位認定まで行うことを前提としています。
- Q13.** 遠隔授業を導入する教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動に制限はありますか。
- A13.** 本事業においては、遠隔授業を実施しようとする教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「教科・科目等」という。）の種類や遠隔授業の時間数に制限はありませんが、遠隔授業で開設する教科・科目等は年間を通じて遠隔授業（所定の対面授業を含む。）で行われることを想定しています。また、遠隔授業の実施に当たっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する政令等について」（平成 27 年 4 月 27 日付け 27 文科初第 289 号初等中等教育局長通知。）を参照してください。
- Q14.** 調査研究初年度から教育課程に位置付けた遠隔授業を実施する必要がありますか。
- A14.** 必ずしも令和 3 年度中に教育課程に位置付けた遠隔授業に着手することを義務づけるものではありませんが、令和 3 年度中に遠隔による授業等を行う場合には、審査における加点項目としています。
- Q15.** 生徒が通学できる距離にある 2 校以上の高等学校等を CORE ネットワークの対象とすることはできますか。
- A15.** 本事業では、中山間地域や離島等に立地する小規模校で、生徒が通学可能な範囲の高等学校等の数が限られているものを想定していますが、本調査研究の趣旨を踏まえた上で高等学校等の状況や地域の実態等を申請者において総合的に御判断ください。
- Q16.** CORE ネットワークを構成する全ての学校が、遠隔授業と地域課題の解決に関する探究的な学びの両方に取り組む必要がありますか。
- A16.** 本事業では、中山間地域や離島等の小規模校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現し、持続的な地方創生の核としての高等学校等の機能強化を図ることを目的としており、CORE ネットワークを構成する中山間地域や離島等の小規模校では、遠隔授業の実施と地域課題の解決に関する探究的な学びの両方に取り組む必要があります。なお、CORE ネットワークを構成する学校のうち、主として配信校となる都市部の中・大規模校においては、必ずしも地域課題のための調査研究を実施する必要はありません。
- Q17.** 地元自治体等の関係機関とのコンソーシアムは、CORE ネットワークを構成する高等学校等ごとに構築する必要がありますか。また、全ての高等学校等でコンソーシ

アムを構築する必要がありますか。

A17. 本事業では、地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制として、コンソーシアムを構築することが必要です。このコンソーシアムを高等学校等ごとに構築するか、またはネットワークを構成する高等学校等が全て含まれるコンソーシアムを構築するかについては、地域や学校等の実情を踏まえ申請者において御判断ください。なお、本事業において、主として遠隔授業の配信校となることを想定している都市部の中・大規模校においては、必ずしもコンソーシアムを構築する必要ありません。

Q18. 公募要領において、「本事業の成果普及のための取組を行うこと。（公開授業や研究発表を年1回以上行うこと。）」とされていますが、どの程度の規模で実施する必要がありますか。

A18. 本事業の成果を広く全国に普及させるよう、事業を実施する各機関においては、公開授業や研究発表などを開催することとしています。公開する規模の条件は設けませんが、都道府県内の関係者のみを対象とするのではなく、他の都道府県の高等学校教育の関係者ができるだけ参加できるよう努めてください。なお、公開授業や研究発表会の開催に際しては、文部科学省や本事業の企画評価会議の審査委員^{*}にも御案内くださいますようお願いいたします。

^{*}企画評価会議の名簿は、審査終了後に文部科学省ホームページで公表予定

2. 成果目標等の設定について

Q1. 成果目標・成果指標はどの程度具体的に設定する必要がありますか。

A1. 客観的に事業の成果を評価する観点から、できるだけ具体的かつ定量的な目標が設定され、挑戦的な目標値が掲げられていることが望ましいと考えます。また、定性的な目標を設定する場合においても、各年度の達成状況が把握・説明可能なものとするのが望まれます。

Q2. 成果目標・成果指標は公募要領の様式に記載されている全ての項目について設定する必要がありますか。

A2. 客観的に事業の成果を評価する観点から、成果目標・活動指標については、公募要領の様式に記載のある全ての項目について、管理機関において設定してください。また、これに加えて、各管理機関において適切な別の成果目標、活動指標をそれぞれ一つ以上設定してください。

3. 研究開発のための組織体制について（管理機関、コンソーシアム）

Q1. 管理機関にはどのような役割が求められますか。

A1. 管理機関は、本事業の実施主体として各高等学校等間の連絡調整や取組の管理、必

要な指導助言を行うこと、調査研究全体の成果の検証等を行います。また、調査研究終了後もCOREネットワークの継続した取組を行うための方策の検討や、本事業に参画していない高等学校等への研究成果の普及・導入など、調査研究終了後を見据えた取組を行うことが求められます。

Q2. コンソーシアムにはどのような役割が求められますか。

A2. 本事業は、高等学校等間での遠隔授業を実施するとともに、地域課題の解決等に関する探究的な学びのための地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制を構築することとしています。このため、特に地域課題の解決に関し、高等学校等が立地する市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、学校外の教育資源を活用した探究的な学びなどにより教育の高度化・多様化、地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成に取り組むこととしています。

Q3. 公募要領に「管理機関は、個々の取組及び本事業全体の成果の検証・評価を行い、3年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。」とありますが、どのようなことですか。

A3. 管理機関は、毎年度設定した成果指標を踏まえて事業全体の成果の検証、評価を行う必要があります。また、事業最終年度には、3年間の取組の総括としての成果検証を行っていただきます。

4. C I O（最高情報責任者）について

Q1. C I Oにはどのような役割が求められますか。

A1. 本事業でC I Oには次のよう役割を期待しています。

- ①COREネットワーク全体の遠隔授業システムの構築に関すること
- ②管理機関やネットワークを構成する高等学校等の教職員に対して、遠隔授業システム活用のための指導助言に関すること
- ③管理機関やネットワークを構成する高等学校等の教職員等を対象として遠隔授業システム活用のための研修に関すること など

このため、C I Oは特定の高等学校等の業務のみを行うのではなく、管理機関に配置されネットワークを構成する全ての高等学校等に関わることを想定しています。

Q2. C I Oの役割を情報通信会社等に委託することはできますか。

A2. 本事業でC I Oは、大学関係者や情報システム開発の経験者など遠隔授業システムに知見のある者を管理機関において任用することを想定しており、民間会社に委託することは想定していません。

Q3. C I Oは必ず配置する必要がありますか。

A3. C O R Eネットワークを構成する全ての高等学校等に既に遠隔授業システムが整備されており、新たな機器を導入する計画がない場合や、管理機関に相当の役割を担当する職員がいる場合には新たにC I Oを任用しないこと可能です。しかし、本事業の実施に当たって新たに遠隔授業システムを導入する場合には、C I Oの配置が必要と考えており、そのために必要な人件費を委託費の対象としています。

5. 高等学校等の調査研究のための組織体制について

Q1. 本事業を行うための高等学校等の組織体制について留意点等を教えてください。

A1. 本事業を実施する高等学校等においては、各校においてC O R Eネットワークで取り組む内容を確実に実施するためのカリキュラム・マネジメントを適切に実施する観点から校長のリーダーシップのもと、校務分掌において教職員の担当を明確に位置付けるとともに、人事異動等によって担当の教職員が異動した場合等においても取組が継続するよう体制を整備すること等に留意してください。また、学校における働き方改革にも充分留意し、特定の教職員のみが調査研究に取り組むのではなく、高等学校等全体とし組織的・計画的に調査研究に取り組む体制を整備することにも留意が必要です。

Q2. 本事業を実施するにあたって、教職員定数加配はありますか。

A2. 本事業を実施するにあたって、教職員定数加配の措置をする予定はありません。

Q3. 遠隔授業の受信校において、当該授業の支援を行うために教育職員免許状を有する者を非常勤講師として任用することはできますか。

A3. 本事業の委託費を用いて、受信校における遠隔授業の支援のために非常勤講師を任用することはできません。

6. 調査研究の対象、実施規模について

Q1. 本事業で実施すべき遠隔授業の教科・科目等について教えてください。

A1. 本事業では、特定の教科・科目等を遠隔授業で実施することを想定しているものではありませんが、調査研究のテーマについては、委託要項及び公募要領を参考にしてください。

Q2. 遠隔授業は全ての学年で実施する必要がありますか。

A2. 遠隔授業は必ずしも全ての学年で実施する必要はありません。各高等学校等において生徒の学習ニーズや学校の体制などから適切に計画してください。

Q3. 開設している教科・科目等の一部の領域のみを遠隔授業で行うことができますか。

- A3.** 本事業は、遠隔授業の履修（所定の対面授業を含む。）により単位認定まで行うことを前提として実施するものです。本事業の目的を損なわない範囲で、各高等学校等の状況に応じて開設されている教科・科目等の一部の内容のみを遠隔授業で行うことは差し支えありません。
- Q4.** 希望する生徒を対象に教育課程外で実施している資格試験や検定試験に対応する講座を、遠隔授業システムを活用して実施することができますか。
- A4.** 本事業においては、中山間地域や離島等に立地する高等学校等において、生徒のニーズに応じた多様な教科・科目の開設や習熟度別指導等を遠隔授業で行うことを想定していますが、学校の管理下で実施される教育課程外の教育活動についても本事業の対象として差し支えありません。なお、教育課程外の活動のみを対象として本事業を実施することはできません。
- Q5.** 複数の高等学校等の教育課程の共通化とは、具体的にどのような取組が必要ですか。
- A5.** 例えば、複数の学校が教科・科目等を開設する時間を調整し、遠隔授業により自校では開設できない授業の受講を可能としたり、習熟度別指導を実施したりすることを想定しています。また、例えば、理科の科目で物理基礎、化学基礎、生物基礎は開設されているが、物理、化学、生物、地学を開設していない小規模校がCOREネットワークを構成している中・大規模校と連携し遠隔授業により当該科目を開設することや、外国語や数学において習熟度別指導を実施することとし、基礎クラスは当該学校の教員による対面授業とし、発展クラスは遠隔授業を実施することなどを想定しています。
- Q6.** COREネットワークの取組を通じた免許外教科担任制度の解消についてどのような取組が考えられますか。
- A6.** 小規模校の中には、地理歴史の教育職員免許状を所有する教員が免許外で公民（現代社会、倫理、政経）の授業を担当したり、公民の教育職員免許状を所有する教員が免許外で地理歴史（地理、世界史、日本史）の授業を担当したりすることがあります。このため、例えば、地理歴史の教員が配置されている小規模校と公民の教員が配置されている小規模校が連携し、お互いの専門性のある授業を遠隔授業ですることにより、それぞれの学校の免許外教科担任の授業を解消することや、中・大規模校からそれぞれ専門の免許状を有する教員が担当する授業を、小規模校に配信することなどを想定しています。
- Q7.** 中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨とありますが、どのような取組が考えられますか。

A7. COREネットワークは、複数の小規模校と中・大規模校で連携・協働することと
しています。その際、中・大規模校を配信校として同時に複数の小規模校が受信するこ
とを「集中配信方式」として想定しています。その際、複数の受信教室にいる生徒が合
計 40 人以下であることが必要であることに留意してください。

7. 遠隔授業について

Q1. 遠隔授業を高等学校等以外の施設である教育センターから配信することが可能で
すか。

A1. いわゆる「教科・科目充実型」の遠隔授業の場合、送信者が①当該教科の教育職員
免許状を有していること、②受信校の教員としての身分を有することが必要です。この
2つの要件を満たせば、遠隔授業の送信場所を教育センターとすることは差し支えあり
ません。

Q2. 教育センター等において教育委員会事務局職員である指導主事が遠隔授業を実施
することは可能ですか。

A2. いわゆる「教科・科目充実型」の遠隔授業の場合、送信者が①当該教科の教育職員
免許状を有していること、②受信校の教員としての身分を有することが必要です。この
2つの要件を満たせば、指導主事が遠隔授業を担当することは差し支えありません。そ
の際当該指導主事は、あくまでも受信校の教員として授業を担当していることとなり
ます。

Q3. 遠隔授業の受信校には必ず教員を配置する必要がありますか。

A3. いわゆる「教科・科目充実型」の遠隔授業の場合、受信教室にも教育職員免許状を
有する当該学校の教諭等を配置することされています（「学校教育法施行規則の一部を
改正する省令等の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号初等中
等教育局長通知）参照）が、本事業の実施に際して、受信教室における体制の在り方
に関する調査研究を行う場合にあっては、教員以外の当該高等学校等の職員を配置する
ことができます。

Q4. 「受信教室における体制の在り方に関する調査研究」はどのようなことを対象とす
る調査研究でしょうか。

A4. いわゆる「教科・科目充実型」の遠隔授業の場合、受信教室にも教育職員免許状を
有する当該学校の教諭等を配置することされています（「学校教育法施行規則の一部を
改正する省令等の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号初等中
等教育局長通知）参照）が、当該学校長の管理下にある者で、授業中の安全管理、生徒
の体調不良時や緊急災害時の対応、授業で使用する教材等の配付、機器の操作等を適切

に行うことができる者を教員に替えて受信教室に配置するなどの、受信教室において教員以外の者を配置する場合の在り方について調査研究を実施するものです。「受信教室における体制の在り方に関する調査研究」を行う場合には、目的や必要性を明らかにし、教員以外の者が行う職務の範囲や、その職務を行う者の資格・要件等に関する取組を行うことを想定しています。

8. 教育課程について

Q1. 令和3年度教育課程については、既に決定していますが、本事業の指定を受けた場合には教育課程を変更する必要がありますか。

A1. 必ずしも令和3年度教育課程を変更する必要はありませんが、変更が必要な場合には、各都道府県等の規定に基づいて適切に手続きを行ってください。

Q2. 本事業の実施に当たり、教育課程の特例を活用することができますか。

A2. 本事業は、カリキュラム開発を目的としていないため、教育課程の特例の活用は想定していません。仮にCOREネットワークを構成する高等学校等において、教育課程の特例の活用を希望する場合には、本事業の実施とは関係なく、別途所定の手続きをとる必要があります。

Q3. 地域課題の解決等に関する探究的な学びについて、想定される単位数を教えてください。

A3. 地域課題の解決等に関する探究的な学びについて、必要とする単位数についての目安は設定していませんが、各地域や高等学校等の実情に応じて適切にカリキュラムに取り入れた上で、生徒の意欲を喚起し、探究的な学びが実現されるよう工夫してください。

Q4. 地域課題の解決等に関する探究的な学びを遠隔授業として実施することは可能ですか。

A4. 地域課題の解決等に関する探究的な学びを遠隔授業で実施することは可能です。

9. 調査研究事業の成果普及について

Q1. 調査研究事業の成果の普及について教えてください。

A1. 本事業の成果については、管理機関のホームページへの掲載や各種研修会での報告などを通じて、他の高等学校等や地域、自治体等で活用できるよう広く周知に努めてください。なお、本事業の実施にあたっては、公開授業や研究発表を年1回以上行うことを公募の要件としています。

- Q2.** 国として、本事業の成果を発表する機会を設けることを予定していますか。
- A2.** 本事業は3年間の事業として計画しており、最終年度において成果発表会を行うことを検討しています。また、調査研究を実施している管理機関や高等学校等の担当者を対象とする担当者会議の開催を毎年2回程度開催することを検討しています。

10. 委託費の対象経費について

- Q1.** 委託費の対象となる経費項目について教えてください。
- A1.** 本事業の委託費の対象となる経費は、次のとおりです。
諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、雑役務費、人件費、設備備品費（初年度のみ）、消費税相当額、一般管理費、再委託費
- Q2.** 公募要領に委託費の上限が「1, 482万円」とありますが、1年間の委託費ですか、それとも3年間の総額ですか。
- A2.** 公募要領に記載している委託費の上限額は、令和3年度の1年間の委託費の額です。
- Q3.** 2年目及び3年目の委託費の額について教えてください。
- A3.** 2年目以降の委託費の額については、1年目の実績を踏まえて毎年度予算の範囲内で対応します。このため、前年度の委託費の額を下回ることがあります。なお、設備備品費については、初年度限りの経費として積算しています。
- Q4.** 諸謝金やC I Oの人件費に目安はありますか。
- A4.** 本事業において、諸謝金や人件費について目安は設けていませんが、各管理機関において基準等を適切に設定してください。なお、社会通念上著しく高額となるものについては委託費の対象外とします。このため、申請の際に諸謝金等の単価設定の根拠となる資料（条例、規則等）を必ず提出してください。
- Q5.** 遠隔授業を実施する際に所定の対面授業が必要となりますが、担当教員が受信校に出張するための旅費は委託費の対象となりますか。
- A5.** 対面授業のための担当教員の出張に係る旅費は、委託費の対象となります。
- Q6.** 遠隔授業を実施するために、送信を担当する教員用に教科書や補助教材が必要となりますが、これらの購入に必要な経費は委託費の対象となりますか。
- A6.** 遠隔授業で開設する科目で必要となる教科書が送信校で使用されている教科書が異なる場合など、新たに送信を担当する教員用として必要な教科書や補助教材は、必要最低限度の冊数を委託費の対象として差し支えありませんが、受信校の教員及び生徒用の教科書や補助教材は委託費の対象外とします。

- Q7.** 新幹線や特急のグリーン席料金は委託費の対象となりますか。
- A7.** グリーン席料金は委託費の対象外です。
- Q8.** 航空機に複数のグレードの座席運賃が設定されていますが、どのグレードの運賃でも委託費の対象となりますか。
- A8.** 航空機を利用する場合で、複数のグレードの座席運賃が設定されている場合には、最も安価なグレードの座席運賃のみ委託費の対象とします。なお、最も安価なグレードの座席が満席等の事情によりやむを得ず上級グレードの座席を利用する場合には、当該やむを得ない事情を説明する書類を提出いただきます。
- Q9.** 雑役務費の対象として「保険料」とありますが、具体的にどのような保険料が対象となりますか。
- A9.** 保険の対象者は、生徒・教師等であり、損害保険料（本事業を実施するために新規で加入する保険に限る。）など、調査研究を実施する上で法律により支払が義務づけられている保険料を想定しています。なお、購入した物品のための保険料は委託費の対象外です。
- Q10.** 本県では、工業高校の情報科で「工業」の免許状を有する教員が、専門教科としての「情報」の科目を担当しています。当該教員に「情報」の臨時免許状を授与し、遠隔授業により各学科共通の教科としての「情報」を担当させることを想定しています。この場合、臨時免許状の授与に係る手数料は委託費の対象となりますか。
- A10.** 免許状の授与は、個人の利益となるため、授与に係る手数料を委託費の対象とすることはできません。また、委託費は、委託先が事業実施に際して負担することとなる経費を国が負担するものですが、臨時免許状の授与にあたり、委託先に経費の負担が生じていないことから、委託費の対象とすることはできません。
- Q11.** パソコンソフトの購入又はライセンス契約、クラウドサービス利用のための経費は対象となりますか。
- A11.** 本事業を実施する際に必要となるパソコンソフトの購入やライセンス契約、クラウドサービス利用に必要な経費（月額利用料等）は、消耗品費又は雑役務費の対象とし差し支えありませんが、必要性を説明いただきます。
- Q12.** 「支出を証する書類」について、航空機の半券を紛失した場合には、どうすればよいですか。
- A12.** 航空機を利用した場合には、領収書の他に搭乗半券が必要となります。搭乗半券

を紛失した場合には、航空会社が発行する搭乗証明書などにより当該航空機を利用したことが分かる書類を提出いただきます。

Q13. 「支出を証する書類」について、路線バスを利用した場合でも領収書が必要となりますか。

A13. 路線バスや地下鉄等の利用により領収書の添付が困難な場合には、利用区間と当該区間の料金が分かる書類（HPから印刷など）を証拠書類としてください。

Q14. 旅行会社発行の領収書には委託費の対象とならない経費が含まれている場合がありますが、この場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A14. 領収書は、可能な限り本事業の委託費の対象となる経費に対する金額のみが記載されているものを提出してください。なお、委託費の対象となる経費のみの領収書の提出が困難な場合には、領収書に記載された金額について、対象経費と対象外経費の内訳を説明する書類をあわせて提出してください。

Q15. 交通手段としてタクシーを利用することは可能ですか。

A15. 陸路の交通手段としては、路線バス又は鉄道を想定しています。やむを得ずタクシーを利用する場合には、領収書の他にタクシーを利用する必要性を説明する書類を提出いただきます。

Q16. 設備備品費の上限額に目安はありますか。

A16. 本事業において、委託費の対象となる設備備品費は単価が10万円以上かつ耐用年数が1年以上の設備としており、上限額の目安は設けていません。各申請者において適切に御判断ください。

Q17. 生徒用のパソコンやタブレットPCをレンタル若しくは購入するための経費は委託費の対象となりますか。

A17. 本事業では、生徒用のパソコンやタブレットPCを整備する経費については委託費の対象外とします。

Q18. 遠隔授業を実施するに当たり、大型モニターは活用せずに、生徒個人のパソコンやタブレットに個別に送信する予定です。この場合、受信用のパソコンやタブレットPCをレンタル若しくは購入するための経費は委託費の対象となりますか。

A18. 学習者用コンピュータとして3クラスに1クラス分程度のパソコンの整備に必要な経費が既に地方財政措置されていることなどから、本事業においては、生徒用パソコンを整備するために必要な経費は委託費の対象外としています。

Q19. 教師用のパソコンやタブレットPCを整備する経費は委託費の対象となりますか。

A19. 遠隔授業システムの制御用として必要なパソコンやタブレットPCについては、委託費の対象とします。

Q20. 遠隔授業システムを設備備品費で購入せずに3年間のリース契約とする場合、3年分の経費が委託費の対象となりますか。

A20. リース契約に係る経費も委託費の対象となりますが、令和3年度の委託費では令和3年度の契約期間に対応する額のみが委託費の対象となります。

Q21. 遠隔授業を実施する際に受信教室に教員に替えて配置する者に係る経費は委託費の対象となりますか。

A21. 本事業の実施にあたり、遠隔授業システムの構築等のためのCIOに係る人件費については委託費の対象としていますが、教員に替えて受信教室に配置する者に係る経費は委託費の対象外としています。なお、本事業以外の国の補助金や制度等を活用し任用した者を受信教室に教員に替えて配置することは差し支えありませんが、受信教室が置かれる高等学校等の責任において安全管理をすることが必要となるため、当該職員については高等学校等の校長の指揮監督下にあることが必要です。

11. 他の研究事業との関係について

Q1. 国の他の研究開発事業の指定を受けている高等学校等が、COREネットワークに加わることができますか。

A1. 文部科学省が実施する研究開発学校等の指定事業（研究開発学校、「スーパーサイエンスハイスクール」、「スーパープロフェッショナルハイスクール」、「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業」等）の指定を受けている高等学校等がCOREネットワークに加わることは差し支えありません。

Q2. 例えば、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の地域協働推進校に指定されている高等学校が、COREネットワークに加わる場合に留意すべき事項について教えてください。

A2. COREネットワーク構想と地域との協働による高等学校教育改革推進事業の研究目的が異なることから、管理機関及び当該学校においては、それぞれの事業の執行管理を適切に行う必要があります。また、委託費については、それぞれの事業の目的に沿って適切に整理することが必要です。

Q3. COREネットワークを構成しようとする高等学校等が、国の他の研究開発事業に

同時に申請することができますか。

- A3.** それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で、COREネットワーク構想と他の研究指定事業に同時に申請いただくことは差し支えありません。

12. その他

- Q1.** 管理機関が実行委員会方式の場合、申請書類の管理機関及び代表者の記載方法を教えてください。

- A1.** 管理機関が実行委員会方式の場合、「管理機関」の欄には実行委員会等の名称を記載し、「代表者職氏名」の欄には、実行委員会等の代表機関名と当該機関の代表者名を記載してください。

例 管理機関 ○○ネットワーク実行委員会

代表者職氏名 ●●県教育委員会

教育長 ■ ■ ■ ■

- Q2.** 審査はどのように行われますか。

- A2.** 本事業を実施する構想の採択にあたっては、外部の有識者により構成される企画評価委員による書面審査と合議審査を予定しています。また、申請件数等を勘案しヒアリング審査を実施する場合があります。

- Q3.** 申請した構想が採択された場合に、4月1日から事業に着手することができますか。

- A3.** 本事業の実施にあたっては、国と管理機関の間で委託契約を締結する必要があります。構想が採択された場合には、審査の際の指摘事項を踏まえて委託要項で定める「事業計画書」等を改めて提出いただく必要があります。事業計画書等に不備がなければ委託契約を締結し、事業に着手いただきます。なお、管理機関への審査結果の通知は3月下旬を予定していることから、4月1日から事業に着手することは困難と思われます。また、国の委託費の対象となる経費は、国と管理機関が委託契約を締結した日以降に支払義務が生じた経費となるので、事業に着手する日は必ず委託契約日以降となるよう御留意ください。

- Q4.** 令和3年度の採択件数は何件を予定していますか。

- A4.** 採択件数は、企画評価会議において決定することになりますが、1件当たりの上限額を1,482万円として13件分を令和3年度予算案に計上しています。

- Q5.** 令和4年度も本事業の新規の公募がありますか。

- A5.** 本事業は、指定から3年間調査研究に取り組むことを想定しておりますが、令和4年度の新規公募は未定です。

Q6. COREネットワークを構成している学校が、3年間の調査研究中に廃校となった場合はどうなりますか。

A6. 本事業の調査研究の期間は3年間で予定していますが、調査研究期間中や調査研究終了後直ちに廃校が予定されている高等学校等がCOREネットワークに加わることは想定していません。なお、廃校が予定されている高等学校等をCOREネットワークに加える必要がある場合には、その必要性を説明いただきます。

Q7. 本事業の委託費で整備した遠隔授業システムは、教員研修等の遠隔授業以外の目的で利用することは可能ですか。

A7. 本事業の委託費で整備した遠隔授業システムについては、調査研究に支障のない範囲で教育課程外での活用や教員研修等に活用しても差し支えないと考えています。